

令和7年度（2025年度）

認定こども園の入園について

【保育を必要としない子ども用（Ⅰ号）用】



《こども園・保育園の利用に関するお問合せ先》

朝来市こどもみらい部 こども園課

〒669-5292 朝来市和田山町東谷213番地1

電話 079-672-4933 / FAX 079-672-4934

《市内施設一覧表（令和 7 年 4 月 1 日予定）》

※全ての施設が認可施設です。

公私	区分	施設名	定 員	住所	電話番号
公 立	認定こども園	生野こども園	70	生野町口銀谷 546 番地	079-679-3602
		系井こども園	75	和田山町寺内 565 番地 1	079-675-2644
		大蔵こども園	75	和田山町宮田 196 番地	079-673-2281
		東河こども園	55	和田山町中 380 番地	079-672-3257
		竹田こども園	70	和田山町竹田 592 番地 1	079-674-0014
		中川こども園	65	桑市 99 番地	079-678-0077
		山口こども園	80	羽渚 538 番地	079-677-0140
私 立	認定こども園	ひまわりこども園	80	和田山町和田山 372 番地 1	079-672-5184
		枚田みのり保育園	100	和田山町枚田 1622 番地	079-672-5504
		やなせこども園	96	山東町矢名瀬町 772 番地	079-676-2344
		照福こども園	105	山東町溝黒 123 番地 1	079-676-2347

※1号認定児の受け入れ可能施設のみ記載しております。

令和 7 年度クラス年齢区分について

認定こども園・保育園のクラス区分は、令和 7 年 4 月 1 日現在の年齢で決定されます。

クラス区分	該当となる生年月日
5 歳児	平成 31 年 4 月 2 日～令和 2 年 4 月 1 日
4 歳児	令和 2 年 4 月 2 日～令和 3 年 4 月 1 日
3 歳児	令和 3 年 4 月 2 日～令和 4 年 4 月 1 日

職員の配置基準について

認定こども園・保育園などの児童福祉施設において、子どもを受け入れる際、保育士の配置基準が「児童福祉施設最低基準」によって決まっています。各施設の定員に満たない場合でも、職員の確保ができない場合は、園児を受け入れることはできませんので、ご了承ください。各年齢別の保育士配置基準は右図の通りです。

クラス区分	職員配置基準
5 歳児	園児 25 人：職員 1 人
4 歳児	
3 歳児	園児 15 人：職員 1 人

令和7年度（2025年度）入園のご案内 認定こども園（1号認定子ども）の入園者向け

認定について

『子ども・子育て支援新制度』では、お子さんが満3歳以上で、教育を希望される場合、認定こども園を利用する教育・保育の必要性に応じて『支給認定』を受けることが必要となりました。支給認定申請書と入園申込書を兼ねた「教育・保育給付認定（現況）申請書兼入園申込書」を提出していただくことにより、支給認定（現況）申請と入園申込みを同時に行います。

認定区分について

認定区分により、利用可能な施設と時間が異なります。（下表参照）

満3歳の誕生日を迎えると自動的に3号から2号へ認定区分が変更となります。

ただし、クラス年齢は4月1日現在の満年齢のとなります。

認定区分	対象年齢	保育の必要性	対象となる子ども	利用できる主な施設・事業
1号認定 (教育標準時間)	3～5歳	なし	満3歳以上の就学前の子ども (2号認定を除く)	認定こども園（教育） (基本 8:00～14:00)
2号認定 (保育認定)	3～5歳	あり	満3歳以上で保護者の就労や 疾病などにより、 <u>保育を必要</u> とする子ども	保育園 認定こども園（保育）
3号認定 (保育認定)	0～2歳		満3歳未満で保護者の就労や 疾病などにより、 <u>保育を必要</u> とする子ども	保育園 認定こども園（保育）

※表中の利用できる基本時間は公立施設の場合であり、私立施設では異なることがあります。

※認定こども園の基本時間外の利用については、預かり保育の対象となり別途料金が発生します。

<入園後変更が生じた場合>

- 支給認定証の認定事項に変更が生じた場合、認定変更申請書等の提出が必要となります。下表の通り変更内容に合わせて各種書類の提出をお願いします。
- 認定事項の内容に変更があったにもかかわらず、各種書類の提出がない場合は、退園していただく場合もありますのでご注意ください。

変更内容	必要書類	
認定区分（1⇔2号）の変更	(2号→1号)認定申請書	
	(1号→2号)認定申請書	保育を必要とする証明
婚姻・離婚等で世帯構成の変更	認定申請書	保育を必要とする証明（変更者のみ）
所得(市町村民税額)が変更した場合		こども育成課へ連絡願います。
退園する場合	退園届	

※すべての書類は各施設に用意してあります。

- 認定区分の変更は、新規入園児と同じ扱いとなるため、年度途中で認定区分の変更をされる際、全ての書類を揃えていただく必要があります。
- 各種変更の締め切りは変更希望月の前月25日にこども園課必着が原則です。利用中の園に必要書類を提出してください。締切に間に合わない場合は翌々月からの変更となります。
- 変更があった際は、変更後に支給認定証を発行しますので、変更申請書等を提出する際に、お手元の支給認定証の返却をお願いします。

施設の利用申込みについて

(1) 受付期間

入園希望月	申込期間
①令和7年4月～	令和6年11月1日（金）～11月30日（土）
②令和7年5月以降～	各施設での最終受付は入園希望月の前月15日 （土日祝の場合は、その直前の平日まで）

※①令和7年4月～入園についての選考結果は令和7年1月下旬以降に通知します。

②令和7年5月以降～入園については前月20日頃に通知します。

(2) 申込窓口

申込みに必要な書類を各こども園・保育園・こども園課・朝来市 HP より入手いただき、下記の申込窓口へご提出ください。

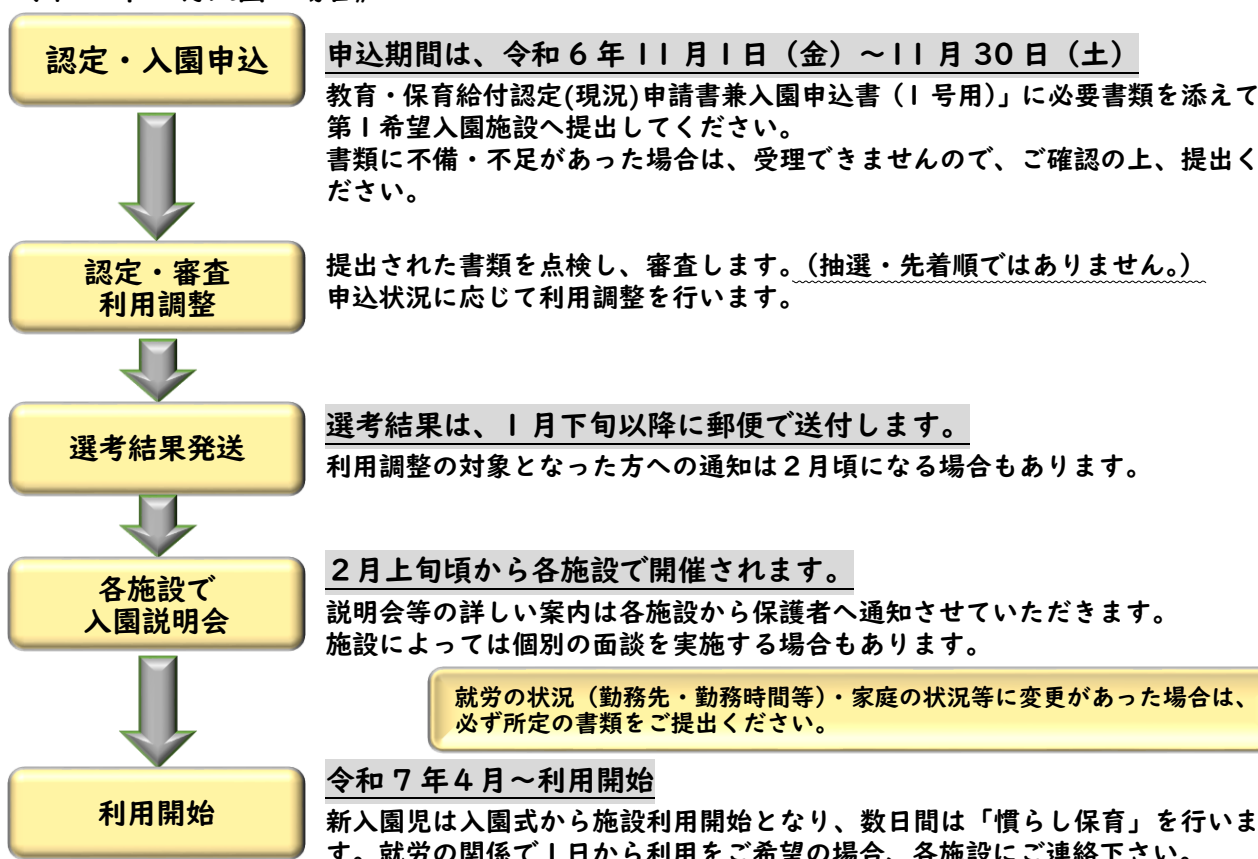
施設所在地	申込窓口
市内のこども園・保育園	入園を希望する各園
市外のこども園・保育園	朝来市こども園課（本庁4階）

- 朝来市外の施設への入園を申込みされる方については、朝来市在住者のため、支給認定・申込は朝来市で受けていただきます。必要書類をこども園課にご提出ください。
- 里帰り出産等により市外の保育施設への入園を希望される場合も、同様の手続きが必要です。（重複して施設に在籍することはできないため、市内の施設をいったん退園していただく必要があります。ただし、再度入園できる保証はできません。）

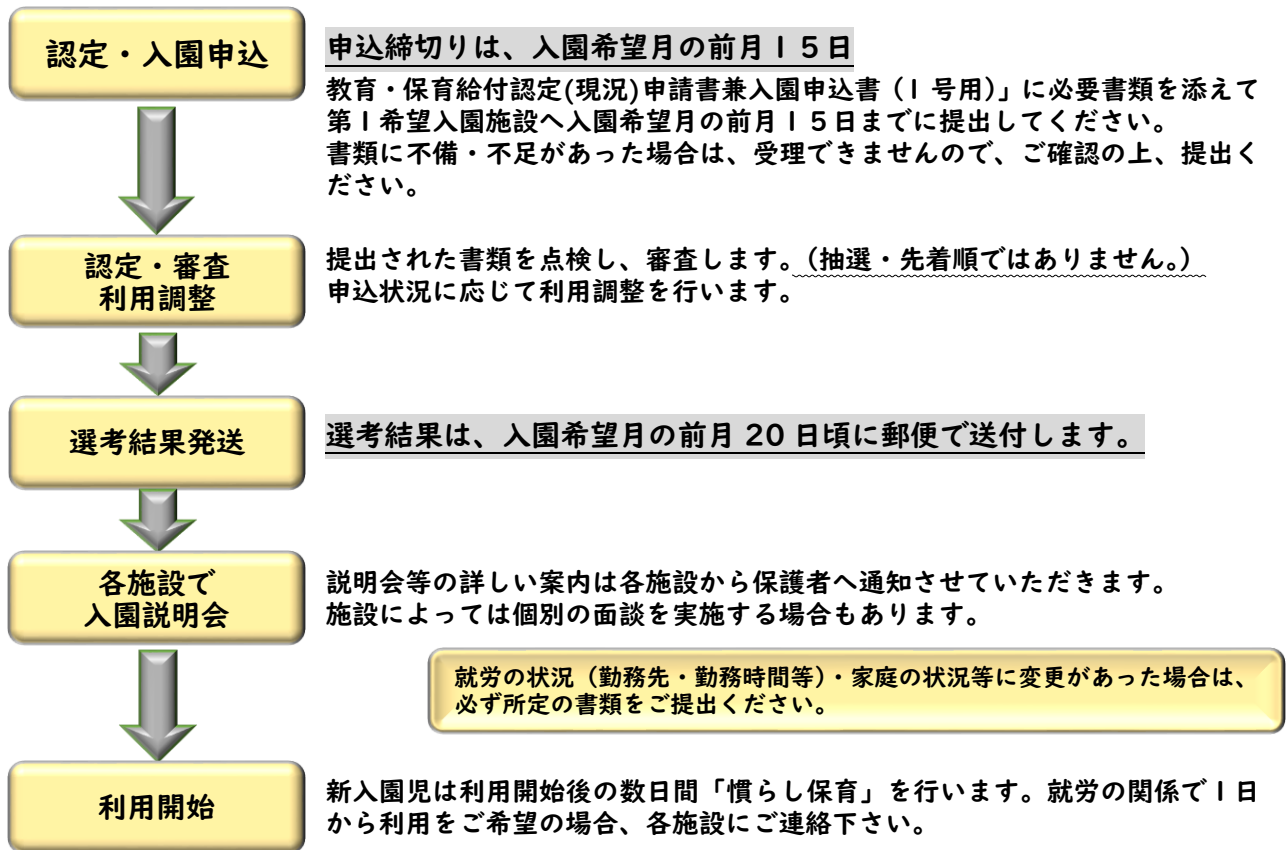
(3) 入園までのスケジュール（予定）

4月入園と、5月以降の入園でスケジュールが異なります。

《令和7年4月入園の場合》



《令和 7 年 5 月以降～入園の場合》



(4) 利用申込みの対象者

利用申込みできる方は、朝来市に住民票のある方で、令和 7 年 4 月 1 日時点で満 3 歳に到達しているお子さんです。

(5) 入園希望施設・利用調整について

入園を希望される施設を第 1 希望から第 3 希望まで理由とともに必ずご記入ください。入園希望者が施設の定員を上回る場合や職員の配置状況によっては、利用調整により人数の調整を行います。提出書類については、記入事項に漏れがないよう明確にご記入願います。第 2・第 3 希望が未記入の場合は、第 1 希望が入れなかった時点で調整は終了となります。

<注意事項>

- 支給認定・入園決定については、抽選・先着順ではありません。申込期間中に提出いただいた申請書をもとに、一人ひとり審査・認定します。特に、4 月入園を希望される方につきましては、審査に時間を要しますので、提出期日厳守で申請書をご提出ください。
- 4 月入園希望の方で、申込期間を過ぎての提出となった場合(特別な理由の場合は除く)、ご希望の施設への入園ができない場合がありますので、ご了承下さい。
- 年度当初に途中入園を希望し、申込書類を提出されている方で、家庭の都合で入園を取りやめされる場合はできるだけ早めに入園希望先または、こども園課まで連絡をお願いします。
- 各提出期限に遅れた場合は(特別な理由の場合は除く)、翌月からの入園・変更はできかねますので、提出期限を守って書類の提出をお願いします。

(6) 提出書類

Aについては、全員提出が必要、C～Eについては、該当者のみ書類を提出してください。（継続利用児は現況届になります。）継続児で転園を希望する場合は転園希望先施設へ書類を提出してください。

	提出書類
A	教育・保育給付認定（現況）申請書兼入園申込書（I号認定用）
B	預金口座振替依頼書（公立こども園・私立保育園希望者の新規入園者及び継続利用で認定変更者）
C	入園児調書（提出依頼のあった園のみ）
D	令和6年度市民税課税証明書（令和6年1月1日に朝来市に住民登録がなかった場合） ※令和6年度在園児は提出の必要はありません
E	令和7年度市民税課税証明書（令和7年1月1日に朝来市に住民登録がなかった場合） ※令和7年度分は6月以降にご提出ください。

※（B）について、私立認定こども園の納入方法は各施設より通知があります。

(7) 朝来市内在住で市外の施設を申込する場合（管外委託・転出予定）

～申込みの流れ～

①事前準備	入園を希望する保育施設のある市区町村の保育施設入所担当課に申込みの締切日・必要書類等をご確認ください。 （※各市区町村により異なる場合があります。）
②申込書提出先	朝来市こども園課
③提出締切り	①で確認した締切日の7日前 （書類を転送する期間が必要となるため、申込締切日に間に合うよう余裕をもってご提出ください。）
③入所選考する市町	委託先市区町村 朝来市こども園課の担当から希望する保育施設のある市区町村の保育施設入所担当課へ委託申込み後、選考が行われます。
④保護者通知	朝来市から保護者通知
その他（転出予定の場合）	朝来市から転出予定の方は、転出手続きを済ませた後、転出先の入所担当窓口で、改めて入所申込を行ってください。 （申込みがない場合、入所取消となる場合があります）

(8) 朝来市外在住で市内の施設を申込する場合（管外受託・転入予定）

～申込みの流れ～

①事前準備	朝来市へ転入する旨を現住所地の市区町村の担当課へ伝え、必要書類を作成してください。 （※提出書類は各市区町村により異なる場合があります。）
②申込書提出先	住民票のある市区町村の保育施設入所担当課 ※転入の場合のみ朝来市こども園課
③提出締切り	書類を転送する期間が必要となるため、朝来市の申込締切日に間に合うよう余裕をもってご提出ください。
③入所選考する市町	朝来市 朝来市こども園課入所担当課で入所選考を行った後、住民票のある市区町村の保育施設入所担当へ選考結果を通知します
④保護者通知	住民票のある市区町村の保育施設入所担当から保護者へ通知 ※転入の場合のみ朝来市こども園課
その他（転入予定の場合）	朝来市へ転入予定の方は、転入手続きを済ませた後、朝来市こども園課へ必ず転入した旨を報告願います。 （連絡がない場合、入所取消となる場合があります）

※保育料の算定には市民税課税状況を把握する必要があります。朝来市で入所申込書を提出する際には必ず、父・母両方の「市民税課税証明書」の提出をお願いします。

居住先を証明する書類の有無により、申込方法が異なります。申し込み方法は以下のとおりです。

証明の有無	朝来市内の居住予定を証明する書類がある場合(保護者名義の賃貸・売買契約書等)	朝来市内の居住予定を証明する書類がない場合
申 込 先	朝来市	現在の住所地
提出書類	朝来市の申込様式にて必要書類を作成し、居住予定地の分かる証明書(写)必ず提出してください。	住民票がある市区町村での申込みと同様の書類を提出してください。
決定の連絡	朝来市より保護者へ通知します	現在のお住いの市区町村より通知します
その他	入園日の前日までに必ず転入手続きを済ませてください。	朝来市への転入後、改めて朝来市で申込をしていただきます。

給食費の負担について

令和元年10月から満3歳以上児の利用者負担額が無償化となっております。給食費については、在宅で子育てをする場合であっても生じる費用であることから、保護者負担となります。(年収360万円未満相当世帯※1)、第3子※2以降の児童は、副食費が免除されます。)

※1：該当となる世帯の多子軽減のカウントは保育料の算定同様、年齢に上限なく兄弟のカウント

※2：1号認定児は小学校3年生、2・3号認定児は就学前児童から数えて第3子以降の在園児

給食費の金額については、公立施設については全施設一律となりますが、私立施設については各施設で設定するため、負担額が異なります。詳しくは各施設にお問い合わせ下さい。

朝来市においては、新たな子育て支援の施策のとして、市内在住の3～5歳児のこどもの給食費の一部補助を実施しています。補助額は公立・私立ともに同額となります。

施設区分	給食費の金額設定	1号認定児		2号認定児	
		給食費	補助額	給食費	補助額
公立こども園	朝来市	3,600円	3,200円	5,200円	4,700円
私立こども園・保育園	各施設	各施設で設定		各施設で設定	

※上記の表は令和6年11月1日現在の金額であり、額が変更になる可能性があります。

給食費の負担の有無についても保育料同様に年2回(4月は進級による年齢変更・9月は課税年度の変更による算定)算定を行うため、9月以降の負担状況が4月当初の状況と変更になる場合もあります。

令和6年度	令和7年度		令和8年度
R6.9月～R7.3月分	R7.4月～R7.8月分	R7.9月分～R8.3月分	R8.4月～R8.8月分
令和6年度(前年度)の市町村民税所得割額		令和7年度(当年度)の市町村民税所得割額	

《令和7年度 給食費負担対象者》(参考) ※年齢区分は入園年度4月1日時点が基準です。

階層区分	多子軽減		多子軽減	給食費
第 1 階層	生活保護世帯		全員	0 円
第 2 階層	市町村民税非課税世帯		全員	0 円
第 3 階層	市町村民税所得割非課税世帯 (均等割りのみ課税世帯)		全員	
第 4 階層	市 町 村 民 税 所 得 割 課 税 世 帯	77,101 円未満 (世帯年収約 360 万円未満)	1 子	
			2 子	
			3 子～	
第 5 階層		211,201 円未満	1 子	
			2 子	保護者負担
			3 子～	0 円
第 6 階層	211,201 円以上	1 子	保護者負担	
		2 子	保護者負担	
		3 子～	0 円	

(図①) 認
り第2子目
方法が異な

定区分によ
のカウント
ります。

認定区分	考え方	例			
		○		×	
1 号	3 歳児～小学校 3 年までの範囲内のこどもで、最年長の子どもから順に第 1 子、その下を第 2 子とカウントする。	小学 3 年 5 歳児 3 歳児	第 1 子 第 2 子 第 3 子	小学 5 年 小学 2 年 4 歳児	× 第 1 子 第 2 子
2・3 号	小学校就学前の範囲内のこどもで最年長の子どもから順に第 1 子、その下を第 2 子とカウントする。	5 歳児 3 歳児 0 歳児	第 1 子 第 2 子 第 3 子	小学 3 年 5 歳児 3 歳児	× 第 1 子 第 2 子

(図②)「年収約360万未満相当世帯」については、下記の通りのカウントとなります。

認定区分	考え方	例			
		○		○	
年収約360万未満相当世帯	保育料を支払う保護者と生計を一にする入園児のきょうだいがいる場合、きょうだいの年齢に関わらず人数に応じてカウントします。	中学3年 小学5年 5歳児	第1子 第2子 第3子	高校2年 中学3年 3歳児	第1子 第2子 第3子

㊦ 年収約360万未満相当世帯の要件

ひとり親家庭等		世帯の状況	ひとり親家庭等以外	
77,101円未満の世帯		市町村民税所得割額	77,101円未満の世帯	57,700円未満の世帯
1号認定	2・3号認定	認定区分	1号認定	2・3号認定
1～4階層	1～5階層の一部	階層区分	1～4階層	1～5階層の一部

《算定方法》

- 園児の父母の市町村民税所得割額を合算して算定します。ただし、父母の収入で生計が独立していない場合(祖父母の扶養になっている、父子・母子のひとり親世帯で祖父母と同居している(世帯分離含む)等またはそれと同等とみなされる時)は、同居家族の課税状況も合算します。
- 年齢区分は年度途中で誕生日を迎えても、その年度中は変更されません。
(例) 4月1日に満2歳児で、7月6日に満3歳になる→本年度は2歳児の保育料となります。
- ひとり親世帯(母子世帯・父子世帯)、在宅障害者(児)のいる世帯で第2階層と算定された場合は保育料を徴収しないものとします。(該当者へは、申請書を送ります。)
- ひとり親世帯であっても、市町村民税所得割が課税世帯は、免除非該当となります。
- 令和6年1月1日現在の時点で朝来市に住民票がない方については、令和6年度市町村民税所得割額が把握できないため、仮算定として第9階層(税額不明者)での算定となります。(単身赴任等で他市に住所地を置かれている方も同様です。)つきましては、令和6年1月1日に住所のあった住所地で「令和6年度市民税課税証明書」を申請いただき、こども園課までご提出ください。(コピー可)提出後、保育料を再度算定し、通知いたします。
→なお、乳児医療等の申請で既にご提出された場合は、こども園課までご連絡ください。

(1) 寡婦(夫)控除のみなし適用について

婚姻歴のないひとり親家庭にはこれまで税法の定める「寡婦(夫)控除」が適用されませんでした。本市では婚姻歴のないひとり親家庭に対しても申請により、寡婦(夫)控除のみなし適用をして利用者負担額(給食費)の算出を行い負担の軽減を図ることとします。
また、寡婦(夫)控除のみなし適用を受けても利用者負担額(給食費)が変わらない場合もあります。詳細はこども育成課にお問い合わせください。

(2) 利用者負担額(給食費)の変更・免除の申請について

次のような場合、利用者負担額(給食費)が変更・減免になる場合がありますので、必ずこども園課へ届け出てください。

- ① 税の修正申告・更正申告をした

②家族構成が変わった（離婚・婚姻等）

③児童が疾病等の理由により、連続して開所日数の 11 日以上欠席したなど（診断書の写が必要）

※上記については、すべて保護者からの申請主義となっております。申請がない場合、利用者負担額（保育料）の変更・免除はできませんので、申請される方は速やかに書類を提出してください。

※住民税申告等の税関係手続を行っていない、課税証明書を提出していない（該当者のみ）などの場合は税情報が把握できないため、第 9 階層（税額不明者）での算定となります。税関係手続の有無等をこども園課からお知らせすることはできませんので、各家庭で適切に手続を行ってください。

※年度途中で保育料（給食費）の額が変更になった場合でも、請求済みの保育料（給食費）の返金はありません。（疾病等の理由により減免の対象となった場合などを除く）

給食費の納入方法について

利用者負担額（給食費）の納付先は下記の通りとなっております。納付先の指示に従って納付期限までに必ず納付ください。また、管外の施設をご利用の方は各施設からの指示に従って下さい。

施設区分	市内施設	納付先	
		保育料	給食費
公立こども園	生野こども園・糸井こども園・大蔵こども園・東河こども園 竹田こども園・中川こども園・山口こども園	朝来市	朝来市
私立こども園	ひまわりこども園・枚田みのり保育園 やなせこども園・照福こども園	各施設	各施設

《納付先が朝来市の場合》

- 利用者負担額（給食費）の納付は原則口座振替となっております、口座振替可能金融機関は以下の通りです。

・但馬銀行・但馬信用金庫・但陽信用金庫・兵庫県信用組合・近畿労働金庫
・ゆうちょ銀行

- 給食費は、該当月分を翌月 5 日（5 日が休業日の場合は翌営業日）に指定された口座から振替させていただきます。（私立こども園は各施設により異なります。）

（例）5 月分保育料 → 6 月 5 日口座振替

- 下記の場合、新たに口座振替依頼書の提出が必要となります。
 - ・公立こども園・私立保育園へ新規で入園（私立こども園から転園）する場合
 - ・公立こども園継続時児で認定区分の変更を希望（1 号⇔2 号）する場合※未登録の場合は、納付書を送付します。また、振替不能の場合は督促状が届きますので必ず納付願います。
- 口座振替の方については、市又は金融機関から領収書は発行しませんので、通帳記帳により振替結果をご確認ください。

- 保育料（給食費）を滞納されますと、納付いただいた方との公平性が失われ、保育現場にも影響が及びます。公平性の確保と保育の維持・向上を図るため、保育料（給食費）が未納の世帯に対して税と同様に自宅・勤務先への電話催告・訪問徴収、滞納処分（預貯金や給与等の差押）等を行う場合があります。
- 何らかの事情で保育料を納付できない場合は、分割納付や児童手当からの充当等のご相談に応じますので、朝来市役所こども園課までご連絡ください。
（私立こども園は納付先が異なるため、直接こども園へご相談願います。）
- 各種補助金等の申請については、保育料等を完納していることが前提となります。

給食について（食物アレルギー対応）

保育施設の給食は、栄養バランスのとれた食事を提供し、成長したときに健康的な食生活ができるよう「給食を食べる」という体験を通して、望ましい食習慣が身に付くことを目的に実施しています。

- 食物アレルギーをお持ちのお子さんへは検査結果や医師からの具体的な指示書に基づき、食物アレルギー対応（除去食等）を行います。しかしながら、アレルギーの症状によっては、施設の人員体制・設備等事情により、対応が困難な場合、お弁当の持参となる場合もありますので、ご了承ください。
- 食物アレルギーの疑いのある場合は、給食提供開始前に医師の受診・IgE抗体検査等を行っていただき、必要に応じて面談を実施する場合があります。食物アレルギー対応指示書は、基本6か月ごとに提出が必要です。また、状況が変わった場合もその都度アレルギー対応指示書等の書類の提出が必要となりますのでご協力願います。

慣らし保育について

はじめて保育施設を利用するお子さんにとって、保護者と離れての集団生活は、家庭とは大きく環境が変わることから大きな負担となります。そのため、園での生活に無理なく慣れることを目的として「慣らし保育」を行なっています。

入園直後の園での生活を2～3時間という短時間から始めて、各施設と保護者で相談の上、徐々に保護者の就労などの時間に合わせた保育時間まで延ばします。慣らし保育の期間は、お子さんの年齢や様子によって異なりますが、お子さんにとって大切なものですのでご協力ください。

預かり保育について

保護者の方の家庭の事情や仕事の都合などで基本教育時間終了後（午後2時～午後6時まで）施設において預かりを希望する場合は、預かり保育を行います。

希望される方は、各こども園へ直接お問合せの上、必要書類を各施設へ提出してください。

◆預かり時間と料金（公立こども園の金額です）

曜日	時間	料金（1回あたり）
月曜日～金曜日	午後2時～午後6時まで	400円
土曜日及び長期休業日	午前8時～午後1時まで	500円
	午後1時～午後6時まで	500円
	午前8時～午後6時まで	1,000円

※私立こども園は直接お問い合わせください。

※預かり保育については、「保育の必要性」の認定を受けた子どもに限り月額11,300円まで無償化となります。（保育の必要性の認定を受けていただくことが必須です。）

無償化の適用を受けるには、利用前に保育の必要性の認定を受けていること必要ですが、本来、保育の必要性のある子ども2号認定（保育認定児）として支給認定を受けたにもかかわらず、保育施設が空いておらず、幼稚園を使用している子どもなどが該当となるため、朝来市においては、保育の必要性のある子どもは2号認定（保育認定児）として支給認定しているため、該当はありません。

障害児の受け入れについて

【公立こども園】・・・全ての施設で実施しています。入園申込みの際に、必要書類（手帳・診断書の写し）を添付の上、提出ください。

【私立こども園】・・・各施設へ直接お問い合わせください。

病児・病後児保育について

【病児保育】・・・お子様が風邪やおたふく風邪などの感染症、骨折などの外傷の際、やむを得ない事情により家庭で保育できない場合、病児保育施設でお子さんをお預かします。

実施場所	クリニックよしだ 虹色保育室（TEL：079-670-1200）
対 象 者	朝来市内に住所を有し、利用年度の４月１日時点において保育園・認定こども園・小学校に通う、満１歳から小学校６年生までの園児および児童。
利 用 料	1,500 円／日 （半日 750 円）
そ の 他	一日利用の場合はお弁当持参が必要です。 その他の持ち物等は直接お問い合わせください。

その他子ども・子育て支援新制度について

子ども・子育て支援新制度についての詳しい内容については、下記のＨＰをご覧ください。

子ども・子育て支援新制度に関して  すくすくジャパン! 
 ○こども家庭庁ホームページ <https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido>